

軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)の税率区分の早見表

初度検査年月	課 税 年 度																	
	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	令和 15
平成14年以前	<div style="position: absolute; top: 20%; left: 60%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>重 課 税 率</b>                      ※廃車されるまで継続                 </div> <div style="position: absolute; top: 40%; left: 40%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>旧 税 率</b> </div> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>新 税 率</b> </div>																	
平成15年1月～平成16年3月																		
平成16年4月～平成17年3月																		
平成17年4月～平成18年3月																		
平成18年4月～平成19年3月																		
平成19年4月～平成20年3月																		
平成20年4月～平成21年3月																		
平成21年4月～平成22年3月																		
平成22年4月～平成23年3月																		
平成23年4月～平成24年3月																		
平成24年4月～平成25年3月																		
平成25年4月～平成26年3月																		
平成26年4月～平成27年3月																		
平成27年4月～平成28年3月																		
平成28年4月～平成29年3月																		
平成29年4月～平成30年3月																		
平成30年4月～平成31年3月																		
平成31年4月～令和 2年3月																		
令和 2年4月～令和 3年3月																		

※平成15年10月14日以前に新規取得された車両は、初度検査年月に「月」の記載が無い場合があるため、その年の12月に検査を受けたものとみなします。